

第四十三回国会 衆議院 法務委員會議録 第十一号

(三七二)

昭和三十八年五月七日(火曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 唐澤 俊樹君 理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君 理事 林 博君

理事 坂本 泰良君

一萬田 尚登君 稲葉 修君

上村 千一郎君 小川 半次君

小金 義昭君 河本 敏夫君

竹山 祐太郎君 松本 一郎君

松井 政吉君

出席國務大臣

法務大臣 中垣 國男君

出席政府委員

法務政務次官 野本 品吉君

検事(大臣官房司法事務次官) 津田 實君

検事(大臣官房司法事務次官) 津田 實君

検事(民事局長) 平賀 健太君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局総務局長) 桑原 正憲君

判事(最高裁判所事務総局第一課長) 長井 澄君

判事(最高裁判所事務総局第一課長) 長井 澄君

専門員 櫻井 芳一君

三月二十日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の名で委員に選任された。

同月二十八日

委員飛鳥田一雄君が退職された。

四月二十四日

委員久保田鶴松君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員石村英雄君が死去された。

三月二十日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)(参議院送付)

四月一日

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(内閣提出第一六〇号)

同月二十四日

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出第一六三号)(予)

三月二十八日

皇室の尊厳をお守りするための法律の制定に関する請願(高田富興君紹介)(第二六八六号)

長野地方法務局半出張所存置に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第二七一五号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二九四六号)

四月二十日

水戸地方法務局出張所存置に関する請願(山口好一君紹介)(第三四七七号)

天照大神及び皇室の尊厳を守護す

る法律の制定に関する請願(花村四郎君紹介)(第三六七七号)

は本委員会に付託された。

三月六日

執行吏手数料及び執行吏国庫補助金の増額に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番地東京地方裁判所執行吏東京合同役場内日本執行吏連盟代表長田公磨外三百十一名)(第三五二号)

民事調停制度改善に関する陳情書(八王子市長房町八百九十八番地木原内次)(第四〇一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)(参議院送付)

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(内閣提出第一六〇号)

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出第一六三号)(予)

〇高橋委員長 これより会議を開きます。

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案及び商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案を議題とし、まず、提

案理由の説明を聴取いたします。中垣法務大臣。

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(この法律の趣旨)

第一条 刑事事件における被告人以外の者の所有に属する物の没収手続については、当分の間、この法律の定めるところによる。

(告知)

第二条 検察官は、公訴を提起した場合において、被告人以外の者(以下「第三者」という。)の所有に属する物(被告人の所有に属するか第三者の所有に属するかが明らかでない物を含む。以下同じ。)の没収を必要と認めるときは、すみやかに、その第三者に対し、書面により、次の事項を告知しなければならぬ。

一 被告事件の係属する裁判所

二 被告事件名及び被告人の氏名

三 没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

四 没収の理由となるべき事実の要旨

五 被告事件の係属する裁判所に對し、被告事件の手続への参加を申し立てることができる旨

六 参加の申立てをすることができきる期間

七 被告事件について公判期日が定められているときは、公判期日

2 第三者の所在がわからないため、又はその他の理由によつて、前項の告知をすることができないときは、検察官は、同項に掲げる事項を官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に掲示し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して公告しなければならぬ。ただし、価額が五千円に満たないことが明らかでない限り、検察官は、検察庁の掲示場における掲示をもつて足りる。

3 検察官は、前二項の規定による告知又は公告をしたときは、これを証明する書面を裁判所に提出しなければならない。

(参加の手続)

第三条 没収されるおそれのある物を所有する第三者は、第一審の裁判があるまで(略式手続又は交通事件即決裁判手続による裁判があつたときは、正式裁判の請求をするまでの期間が経過するまでとし、この場合において、正式裁判の請求があつたときは、さらに通常の規定による第一審の裁判があるまでとする。以下同じ。)、被告事件の係属する裁判所に對し、書面により、被告事件の手続への参加を申し立てることができる。ただし、前条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつたときは、告知又は公告があつた日から十四日以内に限り。

2 検察官が前条第一項又は第二項の規定により告知し又は公告した裁判所が被告事件を移送した場合において、その裁判所に参加の申立てがあつたときは、申立てを受けた裁判所は、被告事件の移送を受けた裁判所にその申立ての書面を送付しなければならない。この場合において、その書面が送付されたときは、参加の申立ては、はじめから、被告事件の移送を受けた裁判所に対してされたものとみなす。

3 裁判所は、参加の申立てが法令上の方式に違反し、若しくは第一項に規定する期間の経過後にされたとき、又は没収すべき物が申立人の所有に属しないことが明らかであるときは、参加の申立てを棄却しなければならない。ただし、第一項ただし書に規定する期間内に参加の申立てをしなかつたことが、申立人の責めに帰することのできない理由によると認めるときは、第一審の裁判があるまで参加を許すことができる。

4 前項の場合を除き、裁判所は、申立人の参加を許さなければならない。ただし、没収をすることができないか又はこれを必要としないう旨の検察官の意見を相当と認めるときは、参加の申立てを棄却することができる。

5 裁判所は、参加を許した場合において、没収すべき物が参加を許された者（以下「参加人」という。）の所有に属しないことが明らかになつたときは、参加を許す裁判を取り消さなければならない。

没収をすることができないか又はこれを必要としないう旨の検察官の意見を相当と認めるときは、参加を許す裁判を取り消すことができる。

6 参加に関する裁判は、申立人又は参加人、検察官及び被告人又は弁護人の意見をきき、決定でしなければならない。検察官又は申立人若しくは参加人は、参加の申立てを棄却する決定又は参加を許す裁判を取り消す決定（第四項ただし書又は前項後段の規定による決定を除く。）に対し、即時抗告をすることができ。

7 参加の取下げは、書面で行なければならない。ただし、公判期日においては、口頭で行うことができる。

（参加人の権利）

第四条 参加人は、この法律に特別の規定がある場合のほか、没収に関し、被告人と同一の訴訟上の権利を有する。

2 前項の規定は、参加人を証人として取り調べることを妨げるものではない。

（参加人の出頭等）

第五条 参加人は、公判期日に出頭することを要しない。

2 裁判所は、参加人の所在がわからないときは、公判期日の通知その他書類の送達をすることを要しない。

3 裁判所は、公判期日に出頭した参加人に対し、没収の理由となるべき事実の要旨、その参加前の公判期日における審理に関する重要な事項その他参加人の権利を保護

するために必要と認める事項を告げたりえ、没収について陳述する機会を与えなければならない。

（証拠）

第六条 参加人の参加は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三百二十条から第三百二十八条までの規定の適用に影響を及ぼさない。

2 裁判所は、刑事訴訟法第三百二十条第二項本文、第三百二十六条又は第三百二十七条の規定により証拠とすることができ、書面又は供述を取り調べた場合において、参加人がその書面又は供述の内容となつた供述をした者を証人として取り調べることを請求したときは、その権利の保護に必要と認めらる限り、これを取り調べなければならない。参加人の参加前に取り調べた証人について、参加人がさらにその取調べを請求したときも、同様とする。

（没収の裁判の制限）

第七条 第三者の所有に属する物については、その第三者が参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 第二項第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつた場合において、第三項第一項ただし書に規定する期間が経過したとき（没収すべき物が申立人若しくは参加人の所有に属しないことが明らかであることを理由とし、又は没収をすることができないか若しくはこれを必要

としない旨の検察官の意見に基づいて、参加の申立てが棄却され、又は参加を許す裁判が取り消された場合を除く。）。

二 参加の申立てが法令上の方式に違反したため棄却されたとき。

三 参加の取下げがあつたとき。

（上訴）

第八条 原告における参加人は、上訴審においても、参加人としての地位を失わない。

2 参加人が上訴をしたときは、検察官及び被告人が上訴をせず、又は上訴の放棄若しくは取下げをした場合においても、原告の裁判中没収に関する部分は、確定しない。

3 前項の場合において、被告人は、上訴審及びその後の審級における公判期日に出頭することを要しない。刑事訴訟法第三十六条、第三十七条、第二百八十九条及び第二百九十条の規定は、適用しない。

4 前二項の規定は、略式手続又は交通事件即決裁判手続による裁判に対して参加人が正式裁判の請求をした場合に準用する。

（訴訟能力）

第九条 第三者が法人であるときは、その代表者が、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人が、訴訟行為についてこれを代表する。

2 第三者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自）が、訴訟

行為についてこれを代理する。

3 刑事訴訟法第二十七条第二項並びに第二十九条第一項及び第三項の規定は、この法律の規定により被告事件の手続に關与する第三者に準用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「前二条」とあるのは、「刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法第九条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

（代理人）

第十条 この法律の規定により被告事件の手続に關与する第三者は、弁護士の中から代理人を選任し、これに訴訟行為を代理させることができる。

2 代理人の選任は、審級ごとに、代理人と連署した書面を差し出しなければならない。

3 代理人は、参加人の書面による同意がなければ、参加の取下げ、正式裁判の請求の取下げ又は上訴の放棄若しくは取下げをすることができない。

4 刑事訴訟法第三十三条から第三十五条まで及び第四十条の規定は、代理人に準用する。

（訴訟費用）

第十一条 没収の裁判をしたときは、被告人に負担させるものを除き、参加によつて生じた訴訟費用を参加人に負担させることができる。参加を許す裁判を取り消したとき又は参加の取下げがあつたときも、同様とする。

2 前項前段の規定により参加人に訴訟費用を負担させるときは、没収の裁判と同時に、職権でその裁

判をしなければならぬ。この裁判に対しては、没収の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

3 刑事訴訟法第八十一条第三項及び第三百六十八条から第三百七十一条までの規定は、参加人又は参加人であつた者に準用する。この場合において、同法第三百六十九条中「弁護人であつた者」とあるのは、「代理人であつた者」と読み替へるものとする。

(刑事訴訟法との関係)
第十二条 第三者の所有に属する物を没収する手続については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事訴訟法による。

(没収の裁判の取消し)
第十三条 法律上没収することのできない物について没収の裁判が確定したときは、その物の所有者で、自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、没収の確定裁判を知つた日から十四日以内に限り、没収の裁判をした裁判所に対し、その裁判の取消しを請求することができる。ただし、没収の裁判が確定した日から五年を経過したときは、その請求をすることができない。

2 前項の請求は、その理由となる事実を明示した趣意書を差し出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求が法令上の方式に違反し、若しくは同項に規定する期間の経過後にされたとき、請求人がその責めに帰する

ことのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたと認められないとき、又は没収された物が請求人の所有に属しないものであつたことが明らかであるときは、請求人及び検察官の意見をきき、決定で請求を棄却しなければならぬ。請求人は、この決定に対し、即時抗告をすることができ、

4 前項の場合を除き、請求が理由がないときは、判決でこれを棄却し、理由があるときは、判決で没収の裁判を取り消さなければならぬ。請求人又は検察官は、この判決に対し、上訴をすることができ、

5 裁判所は、趣意書に包含された事項について、請求人及び検察官に陳述をさせ、並びに請求人若しくは検察官の申立てにより又は職権で、必要と認める証拠の取調べをしなければならぬ。請求人が公判期日に出頭しない場合においても、その不出頭について正当な理由がないと認めるときは、その期日の公判手続を行ない、又は判決の宣告をすることができ、

6 請求を棄却したときは、訴訟費用を請求人に負担させることができる。請求の取下げがあつたときも、同様とする。

7 請求に関する裁判手続については、第三条第七項、第五条第二項、第九条、第十条並びに第十一条第二項及び第三項の規定を準用するほか、刑事訴訟法の例による。

8 前項の規定にかかわらず、請求に關する裁判手続においては、請求人を証人として取り調べ、又は公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、若しくは公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることができ、

9 没収の裁判が取り消されたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める没収の執行による補償の例により、補償を行なう。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 第十三条の規定は、この法律の施行前に第三者の所有に属する物を没収する裁判が確定した場合におけるその第三者についても、適用する。この場合において、その第三者がこの法律の施行前に確定裁判を知つたものであるときは、同条本文に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

理由
刑事裁判による被告人以外の者の所有物の没収に關し、その所有者の権利の保護を図るための應急的な措置として、これを被告事件の手続に参加させることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律	
目次	
第一章 関係法令の一部改正等	(第一条第三十九条)
第二章 経過措置	(第四十条 第四十五条)
附則	
第一章 関係法令の一部改正等	
等	
第一条 商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。	
第一条中「登記ニ関ル場合ヲ除ク外」を削る。	
(登録税法の一部改正)	
第二条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。	
第六条第一項第十四号ノ四の次に次の一号を加える。	
十四ノ五 商号ノ仮登記	
每一件 千二百円	
(民法の一部改正)	
第三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。	
第四十八條第一項中「旧所在地ニ於テハ二週間内ニ」を「二週間内ニ旧所在地ニ於テハ」に、「新所在地ニ於テハ三週間内ニ」を「新所在地ニ於テハ」に改める。	
(非訟事件手続法の一部改正)	
第四条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。	

「第五章 商業登記」	
第一節 通則	
第二節 商号ノ登記	
第三節 未成年者及支那人及び	
第四節 合名会社及	
第五節 株式会社ノ	
第六節 株式會社ノ	
第七節 有限会社ノ	
第八節 外国会社ノ	
第九節	
目次中	
ビ後見人ノ登記	
会社ノ清算人ノ登記	
ビ合資会社ノ登記	
登記	
登記	
商業登記ノ嘱托ニ改める。	
第三十七條中「第一項」を削り、「第三百三十八條、第三百七十五條、第三百七十六條及び第三百七十七條」を「及ビ第三百三十八條」に改める。	
第三百七十七條に次の一項を加える。	
前項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス	
第二百二十條第二項中「申請書」の上に「法人設立ノ登記ノ」を加え、同条第一項を削る。	
第二百二十一條第二項中「申請書ニハ理事又ハ仮理事ノ資格ヲ証スル書面及ビ」を「事務所ノ新設又ハ事務所ノ移転其他登記事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ」に改め、同条第三項及び第一項を削る。	
第二百二十二條第二項中「申請書」の上に「法人ノ解散ノ登記ノ」を加え、同条第一項を削る。	
第二百二十四條及び第二百二十五條を次のように改める。	

で、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十

二号まで及び第十四号、第二十五号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五

十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八條第二項、第六十九条、第七

十條並びに第一百七條から第二百一十條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五

条中「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄す

る地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」

とあるのは「農業協同組合法第七十四條第二項又は第四項」と、同法第六十一條第三項中「商

法第三十九條第二項の規定により会社を代表する清算人」とあるのは「農業協同組合法第

六十九條第一項本文（同法第七十三條第四項及び第七十三條の三十第三項において準用する場合）

（中央会を代表しない副会長又は理事で清算人となつた者を除く。）の規定による清算人

る。
く」と読み替へるものとす
農業災害補償法の一部改正)

四條 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十九條第二項第三号を次の
ように改める。

三 代表権を有する者の氏名、
住所及び資格

五

和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第五号を次のように改める。

五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十六條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

第八十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たることを」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併に因つて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 削除

第八十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 組合の合併に因る変更の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除

く)の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第八十六條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十八條の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八十七條及び第八十八條を次のように改める。

第八十七條及び第八十八條 削除

第八十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の清算終了」に改め、同項を同条とする。

第九十二條を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第九十二條 組合の登記には、商業登記法(昭和三十一年法律第

号)第二條から第五條まで、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四條、第二十五條、第二十六條、第二十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條並びに第七十七條から第七十條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四條第二項」と、同

法第六十一條第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「消費生活協同組合法第六十九條本文の規定による」と読み替えるものとする。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十九條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一百一條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第一百三條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。

第一百八條を次のように改める。

第一百八條 削除

第一百十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たることを」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 合併に因る組合の設立の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併に因つて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

第一百十一條第三項中「前項」を「前項」に改める。

第一百十二條を次のように改める。

第一百十二條 削除

第一百十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第一百一條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 組合の合併に因る変更の登記には、第一百十一條第二項の規定を準用する。

第一百十四條を次のように改める。

第一百十四條 削除

第一百十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十六條の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第一百十六條及び第一百十七條を次のように改める。

第一百十六條及び第一百十七條 削除

第一百十八條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の清算終了」に改め、同項を同条とする。

第一百二十一條を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第一百二十一條 組合の登記には、商業登記法(昭和三十一年法律第

号)第二條から第五條まで、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四條、第二十五條、第二十六條、第五十三條、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九號まで、第六

十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條並びに第七十七條から第七十條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「水産業協同組合法第一百一條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「水産業協同組合法第七十三條本文(同法第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第一百零五項及び第一百零六項の十四項第五項において準用する場合を含む)の規定による」と読み替えるものとする。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第八十三條第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同項を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第八十三條第四項第四号を次のように改める。

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第八十五条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

第九十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は中央会の設立に」、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

第九十五条第一項を次のように改める。

組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十三条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

第九十七条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第八十八条の規定による組合又は中央会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第九十八条及び第九十九条を次のように改める。

第九十八条及び第九十九条 削除

第一百条中「の規定」を「及び第四百四十条（嘱託書の添付書面）の規定」に改める。

第一百三十三条を次のように改める。

第一百三十三条 組合又は中央会の登記（商業登記法の適用）

第三十八条法律第 号）第二條から第五條まで（登記所及び登記官）第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五條、第二十六條（登記簿等及び登記手続の通則）第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項（合名会社の登記）並びに第七條から第二十條まで（登記の更正及び抹消並びに

雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四條第十三号及び第十五号（申請の却下）、第二十七條（類似商号登記の禁止）、第四十二條（市町村の意義）、第五十三條（支配人の登記）、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條並びに第七十條（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十三條第二項又は第四項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二條の十四本文の規定による」と読み替へるものとする。

（外国保険事業者に関する法律の一部改正）

第二十一条 外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項を次のように改める。

3 第一項の公告は、官報及び新聞紙上に少なくとも一回しなければならない。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條を次のように改める。

（非訟事件手続法等の規定の準用）

第三十三條 非訟事件手続法（明

治三十一年法律第十四号）第二百六條第三項、第二百三十五條ノ九第二項及び第三百八十八條ノ十六（商事非訟事件）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第 号）第一條から第五條まで（登記所及び登記官）、第七條から第十九條まで、第二十條第一項及び第二項、第二十一條から第二十七條まで（第二十四條第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第三十三條（商号の登記の抹消）、第五十一條から第五十三條まで（支配人の登記）並びに第三十三條から第三十條まで（外国会社の登記、登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、外国相互会社に準用する。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第二十二條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「登記官吏」を「登記官」に改め、同条第三項を削る。

（商品取引所法の一部改正）

第二十三條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二條第二項第七号及び第八号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

第四百四條第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第四百七條を次のように改める。

第四百七條 削除

第四百十條第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する」を「取引所の」に、「及び役員の選任があつたこと」を「があつたこと及び代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条とする。

第四百十一條を次のように改める。

第四百十一條 削除

第四百十二條第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する」を「取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第四百二條第二項各号に掲げる事項の変更」に改め、同項を同条とする。

第四百十三條第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「取引所の解散の」、「理事」を「取引所を代表するべき理事」に、「清算人の資格」を「取引所を代表すべき清算人であること」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四百十四條を次のように改める。

第四百十四條 削除

第四百十四條 削除

第百十五條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第百十五條の二を第百十五條の三とし、第百十五條の次に次の一条を加える。

(設立無効等の登記の手續)

第百十五條の二 非訟事件手續法第百三十五條ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)及び第百四十條(嘱託書の添附書面)の規定は、取引所の設立を無効とし、又は總會の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合について準用する。

第百十八條を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第百十八條 商業登記法(昭和三十一年法律第...)

十八年法律第... 第二條

から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第二十二号まで及び第十四號、第二十五條、第二十六條(登記簿等及び登記手續の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項(合名会社の登記)並びに第七七條から第百二十條まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十二條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十一條第二項」と、同法第六十六條第一項中「商法第六十一條第一項」とあるのは「宗教法人法第四十九條第一項の規定による」と読み替へるものとする。

第六十二條 削除

第六十三條第一項中「並びに代表役員及び責任役員」を「及び代表権を有する者」に改め、同条第二項中「代表役員、責任役員、代務者又は清算人」を「代表権を有する者」に改め、同条第四項中「變更又は解散」を「又は變更」に、「前三項」を「第一項又は第二項」に改め、「証する書類」の下に「並びに合併に因つて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第六十五條を次のように改める。

(宗教法人法の一部改正)

第二十四條 宗教法人法(昭和二十

二年法律第...)

第二條

から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第二十二号まで及び第十四號、第二十五條、第二十六條(登記簿等及び登記手續の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項(合名会社の登記)並びに第七七條から第百二十條まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十二條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十一條第二項」と、同法第六十六條第一項中「商法第六十一條第一項」とあるのは「宗教法人法第四十九條第一項の規定による」と読み替へるものとする。

第六十二條 削除

第六十三條第一項中「並びに代表役員及び責任役員」を「及び代表権を有する者」に改め、同条第二項中「代表役員、責任役員、代務者又は清算人」を「代表権を有する者」に改め、同条第四項中「變更又は解散」を「又は變更」に、「前三項」を「第一項又は第二項」に改め、「証する書類」の下に「並びに合併に因つて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第六十五條を次のように改める。

六年法律第百二十六號)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項第六号を次のように改める。

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第五十四條中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内に旧所在地においては三週間以内」を「新所在地においては三週間以内」に改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條 削除

第五十九條を次のように改める。

第五十九條 削除

第六十二條を次のように改める。

第六十二條 削除

第六十三條第一項中「並びに代表役員及び責任役員」を「及び代表権を有する者」に改め、同条第二項中「代表役員、責任役員、代務者又は清算人」を「代表権を有する者」に改め、同条第四項中「變更又は解散」を「又は變更」に、「前三項」を「第一項又は第二項」に改め、「証する書類」の下に「並びに合併に因つて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第六十五條を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第六十五條 商業登記法(昭和三十一年法律第...)

十八年法律第... 第二條

から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第二十二号まで及び第十四號、第二十五條、第二十六條(登記簿等及び登記手續の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項(合名会社の登記)並びに第七七條から第百二十條まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十二條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十一條第二項」と、同法第六十六條第一項中「商法第六十一條第一項」とあるのは「宗教法人法第四十九條第一項の規定による」と読み替へるものとする。

第六十二條 削除

第六十三條第一項中「並びに代表役員及び責任役員」を「及び代表権を有する者」に改め、同条第二項中「代表役員、責任役員、代務者又は清算人」を「代表権を有する者」に改め、同条第四項中「變更又は解散」を「又は變更」に、「前三項」を「第一項又は第二項」に改め、「証する書類」の下に「並びに合併に因つて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第六十五條を次のように改める。

(宗教法人法の一部改正)

第六十五條 商業登記法(昭和三十一年法律第...)

十八年法律第... 第二條

から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第二十二号まで及び第十四號、第二十五條、第二十六條(登記簿等及び登記手續の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項(合名会社の登記)並びに第七七條から第百二十條まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十二條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十一條第二項」と、同法第六十六條第一項中「商法第六十一條第一項」とあるのは「宗教法人法第四十九條第一項の規定による」と読み替へるものとする。

第六十二條 削除

第六十三條第一項中「並びに代表役員及び責任役員」を「及び代表権を有する者」に改め、同条第二項中「代表役員、責任役員、代務者又は清算人」を「代表権を有する者」に改め、同条第四項中「變更又は解散」を「又は變更」に、「前三項」を「第一項又は第二項」に改め、「証する書類」の下に「並びに合併に因つて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第六十五條を次のように改める。

(資本組入等による變更の登記)

第十一條の二 再評価額立金の資本組入による變更の登記の申請書には、再評価額立金の存在を証する書面を添附しなければならない。

2 第四條第一項の規定により新株の発行価額の一部を株主に払い込ませて新株を発行した場合の變更の登記の申請書には、商業登記法(昭和三十一年法律第...)

第八十二條第一号及び第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

(信用金庫法の一部改正)

第二十六條 信用金庫法(昭和三十一年法律第...)

第六百三十八號)の一部を次のように改正する。

第五十三條第四項中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四號)第百八十七條第二項第十号及び第百八十九條第六号」を「商業登記法(昭和三十一年法律第...)

第八十條第十号及び第八十二條第四号」に改める。

第六十一條中「非訟事件手續法」の下に「明治三十一年法律第十四號」を加える。

第六十五條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十五條第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第六十七條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「三週間以内」に改める。

に、「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては三週間以内」に改める。

第七十二條を次のように改める。

第七十二條 削除

第七十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「信託したことを証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 削除

第七十七條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の事務所の新設又は移転その他第六十五條第二項の事項の變更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 金庫の合併による變更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條 削除

第七十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十條の

に、「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては三週間以内」に改める。

第七十二條を次のように改める。

第七十二條 削除

第七十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「信託したことを証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 削除

第七十七條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の事務所の新設又は移転その他第六十五條第二項の事項の變更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 金庫の合併による變更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第七十八條を次のように改める。

規定による解散」に改め、同項を同条とする。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条及び第八十一条 削除

第八十二条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十三条の規定による清算終了」に改め、同項を同条とする。

第八十三条中「の規定」を「及び第四百四十条（嘱託書の添附書面）の規定」に改める。

第八十五条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法第二条から第五十七条まで（登記所及び登記官）、第七條から第二十七條まで（第二十四條第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第四十二條（市町村の意義）、第五十三條（支配人の登記）、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八條第二項、第六十九條、第七十条（合名会社の登記）並びに第七七條から第七九條まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五條第二項」と読み替へるものとする。

（森林法の一部改正）
第二十七條 森林法（昭和二十六年

法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六六二条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第六六六条を次のように改める。

第六六六条 削除

第六六九条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合又は連合会（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十条 削除

第七十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を組合又は連合会の事務所の新設又は事務所の移転その他第六十條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

三 組合又は連合会の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合又は連合

会（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第七二条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六六四條の規定による組合又は連合会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び第九十三條第三項」を削り、同項を同条第二項とする。

第七三條及び第七四條を次のように改める。

第七三條及び第七四條 削除

第七五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会の清算終了」に改め、同項を同条とし、同条の次に次の一項を加える。

（決議取消し等の登記の手続）
第七五條の二 組合又は連合会の総会の決議を取り消し、若しくは無効とし、又は出資一口の金額の減少を無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第三百五十五條ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）及び第四百四十條（嘱託書の添附書面）の規定を準用する。

第七八條を次のように改める。

（商業登記法の準用）
第七八條 組合又は連合会の登記には、商業登記法（昭和二十八年法律第 号）第二條から第五條まで（登記所及び登記官）、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十

二号まで及び第十四号、第二十五條、第二十六條（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十条（合名会社の登記）並びに第七七條から第七九條まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「森林法第六十條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百九十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「森林法第四百九十九條本文（同法第五百九十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定による」と読み替へるものとする。

（漁船損害補償法の一部改正）
第二十八條 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第二項第三号を次のように改める。

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六五條第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に改める。

第七十條 削除

第七十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十四條を次のように改める。

第七十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第六十三條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七十三條第一項及び第三項」を「第七十三條第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 削除

第七十七條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十八條の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第七十八條及び第七十九條を次のように改める。

第七十八條及び第七十九條 削除

第八十條第一項を削り、同条第

二項中「前項」を「組合の清算結了」に改め、同項を同条とする。
第八十三条を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十三年法律第 号)第二条から第五十五条まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第二十二号まで及び第十四號、第二十五條、第二十六條(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)並びに第七十條から第二百二十條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「漁船損害補償法第六十三條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「漁船損害補償法第五十八條本文の規定による」と読み替えるものとする。

第三百三十八條第六項中「第七十條から第七十二條まで、第七十三

條第一項及び第二項、第七十四條、第七十五條第一項及び第二項、第七十七條並びに第七十九條を「第七十一條、第七十二條、第七十三條第一項、第七十五條第一項、第七十七條及び第八十條」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第二十九條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

第二百五十二條に次の一項を加える。

5 第二項の場合においては、取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、その選任又は選定に関する書類を添附しなければならない。

第二百五十八條第七項中「解散又は」を削り、「合併契約書及び非訟事件手続法第九十三條ノ二第二項(合併による転換社債承継に関する登記)に掲げた書面」を商業登記法(昭和三十三年法律第 号)第九十條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号に掲げる書面を除く。以下に改め、同条第八項中「合併契約書、定款、創立総会の議事録」を削り、「合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第九十三條ノ三第二項(合併による転換社債承継に関する登記の規定の準用)において準用する同法第九十三條ノ二第二項に掲

げた書面」を「及び商業登記法第九十一條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号、第六十八條第一項第三号及び第九十條第二号に掲げる書面を除く。以下に改め、同条に次の三項を加える。

9 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる他の会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

10 第一項の場合において、合併の相手方たる他の会社が合併後存続するときは、第十七條第三項の規定は、適用しない。

11 前項の場合における合併の相手方たる他の会社の合併による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本、その会社の株主総会の議事録並びに商業登記法第九十條第一号、第三号及び第四号に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号に掲げる書面を除く。以下に改め、同条に次の三項を加える。

(輸出入取引法の一部改正)

第三十條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九號)の一部を次のように改正する。

第十六條第五項を削り、同条第六項中「前項の」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十七條第二項中「第七項」を「第六項」に、「同条第六項」を「同

条第五項」に改める。

第十九條第一項中「第八十七條」の下に「から第八十九條まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第一百條」を加え、「第九十七條第三項」を「第九十七條第二項」に、「第九十三條第二項」を「第九十三條第一項」に改める。

第二十七條の十六中「第八十四條」の下に「から第八十九條まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第一百條」を加え、「第九十七條第三項」を「第九十七條第二項」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第三十一條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七號)の一部を次のように改正する。

第六十條第二項第六号を次のように改める。

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十條第二項第七号を削り、同項第八号中「の理事」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第六十二條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内(旧所在地においては「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條 削除

第六十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する酒類業組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

第七十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十條第二項に掲げる事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第六十九條第三項」を「第六十九條第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十四條の規定による酒類業組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第七十四條及び第七十五條 削除

第七十六條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の清算結了」に改め、同項を同条とする。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十七條中「の規定」を「及び第四百四條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十八條を次のように改める。

(商法及び商業登記法の準用)

第七十八條 酒類業組合の登記については、商法第十一條(登記事項の公告)及び第六十一條(登記期間の起算)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第

号)第二條から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十六條まで(第二十四條第十三号及び第十五号から第十七号までを除く。)(登記簿等

及び登記手続の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに

雑則)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十條第二項」と読み替えるものとする。

第八十三條中「第五十一條から」の下に「第六十五條まで、第六十七條から第六十九條まで、第七十一條から第七十三條まで及び第七十六條から」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第三十二條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十九條第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第七十一條中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 削除

第七十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の設立」に、「役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録」を「代表権を有する者の資格を証する書面」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「信託したことを証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)(登記簿の謄本)」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十條を次のように改める。

第八十條 削除

第八十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の事務所の新設又は移転その他第六十九條第二項(設立の登記の記載事項)の事項の変更」に改め、同項を同条第二項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 金庫の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)(登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第八十二條を次のように改める。

第八十二條 削除

第八十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十四條(解散の登記)の規定による解散」に改め、同項を同条とする。

第八十四條及び第八十五條を次のように改める。

第八十四條及び第八十五條 削除

第八十六條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十七條(清算終了の登記)の規定による清算終了」に改め、同項を同条とする。

第八十七條中「の規定」を「及び第百四十條(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第八十九條 金庫の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第 号)第二條から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十七條まで(第二十四條第十六号及び第十七号を除く。)(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止、第四十二條(市町村の意義)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)

並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「労働金庫法第六十九條第二項」と読み替えるものとする。

(株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正)

第三十三條 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一項を加える。

(資本組入等による変更の登記)第十一條の二 合資会社又は有限会社の再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書には、再評価積立金の存在を証する書面を添附しなければならない。

2 有限会社が第五條第一項の規定により出資一口の金額の一部を出資者に払い込まれた場合における資本増加による変更の登記の申請書には、商業登記法(昭和三十八年法律第 号)第九十六條各号に掲げる書面を添附しなければならない。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第三十四條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「第百三條まで(第八十三條第三項及び第四項を除く。)」を「第八十九條まで(第八十三條第三項及び第四項を除く。)、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第百條から第百三條まで」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十五條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百條」を「第百條の二」に改める。

第四十八條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第四十八條第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第四十九條中「出資組合への移行に関する定款の変更の登記を」を「前条第二項第五号の事項を登記」に改める。

第五十條中「非出資組合への移行に関する定款の変更の登記を」を「第四十八條第二項第五号の事項の登記を抹消」に改める。

第五十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たることを」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 合併による組合の設立の登記

の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

第五十一条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第五十二条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「第四十九条の規定による」に改め、同項を同条とする。

第五十三条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「第五十条の規定による」に改め、同項を同条とする。

第五十四条中「第九十二条まで、第九十四条、第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条」を「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第九十五条第一項及び第三項、第九十七条並びに第九十九条」に、「第九十五条第三項」を「第九十五条第二項」に、「第九十五条第一項及び第二項中」を「第九十五条第一項中」に、「同法第八十五条第一項中」を「同法第八十五条第一項及び第九十五条第一項中」に、「同法第九十四条中」第八十三條第五項とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八條第三項」と、同法第九十七條第三項を「同法第九十七條第二項」に、「同法第九十八條第二項中」第九十三條第三項及び前条第二項とあるのは「前条第二項及び合併によつて消滅する組合が中小企業団体の組織に関する法律第

三十四條第一項に規定する出資組合であるときは同法第五十一条第三項」を「同法第三十三條中」中小企業等協同組合法第八十三條第二項とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八條第二項」に改める。

第九十九条第二項中「第九十七條第一項及び第二項」を「第九十七條第一項に改め、及び第二項並びに第九十四條」を削る。

第一百条第二項中「第九十七條第一項及び第二項」を「第九十七條第一項」に改め、「及び第二項並びに協同組合法第九十四條（従たる事務所の所在地における設立の登記の申請）」を削り、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第一百条の二 前二條の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第 号）第七十一条並びに第七十三條第一項及び第三項（組織変更の登記）の規定を準用する。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正）
第三十六條 鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一號）の一部を次のように改正する。
第十六條中「第八十七條」の下に「から第八十九條まで、第九十一条から第九十三條まで、第九十五条、第九十七條、第一百條」を加え、「第九十七條第三項」を「第九十七條第二項」に、「第九十三條第二項」を「第九十三條第一項」に改める。
（水産業協同組合法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十七條 水産業協同組合法の一

部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十五號）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第一百五條第三項」を「第一百五條第二項」に改める。

（民事訴訟法等の一部改正）
第三十八條 次に掲げる法令の規定中「登記官吏」を「登記官」に改める。

一 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九號）
二 民法施行法（明治三十一年法律第十一號）
三 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三號）
四 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四號）
五 立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二號）
六 抵当証券法（昭和六年法律第十五號）
七 ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二號）
八 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七號）
九 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十三年法律第九十四號）

（登記官吏等に関する規定の適用）
第三十九條 他の法令中登記官吏又は供託官吏に関する規定は、登記官又は供託官に関する規定として適用するものとする。

第二章 経過措置
（原則）
第四十條 商業登記法及びこの法律による改正後の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の

施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の規定による処分、手続その他の行為は、商業登記法及びこの法律による改正後の法令の適用については、別段の定めがある場合を除き、当該法令の相当規定によつてしたものとみなす。

（登記官及び供託官）
第四十一條 この法律の施行の際登記官吏又は供託官吏として指定されている者は、登記官又は供託官として指定されたものとみなす。

（支配人の登記）
第四十二條 この法律の施行の際支配人登記簿にされている会社その他の法人の支配人の登記は、すみやかに、法務省令で定めるところにより、会社その他の法人の登記簿に移さなければならない。

2 前項の登記については、同項の規定によりその登記を移すまでの間は、商業登記法第五十二条又はこれを準用する規定にかかわらず、なお従前の例による。

（本店移転の登記等）
第四十三條 この法律の施行前に、商業登記法第五十七條第二項、第六十九條第三項若しくは第七十三條第一項又はこれらの規定を準用する規定によれば同時に申請又は嘱託すべき登記の一部について登記の申請又は嘱託があつたときは、これらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

（罰則）
第四十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（省令への委任）
第四十五條 この章に定めるもののほか、商業登記法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附則
この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。ただし、第七條中商法第二百十條第四号、第二百八十條ノ四第二項及び第四百九十八條第一項第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

理由
商業登記法の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法令の規定を整理し、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中垣国務大臣 ただいま議題となりました刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

刑法や各種の取り締まり法令の罰則の中には、再犯を防止する等の刑事政策的な見地から、犯人である被告人以外の第三者の所有する物についても、それが犯罪の用に供された場合等には、被告人に対する附加刑としてこれを没収する規定が設けられております。これがいわゆる第三者没収の制度

であります。この第三者没収の手続に關しましては、かねてから論議の存するところでありました。昨年十一月二十八日、最高裁判所大法廷は、關稅法違反事件に關して、第三者が被告人に對する附加刑の効果として所有物を没収される場合には、その第三者についても、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であり、これなくして第三者の所有物を没収することは適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科するにほかならない、したがって、かような手続に關する規定が設けられていない現行法制の下で第三者の所有物を没収することは、憲法第三十一条に違反し、ひいては同第二十九條違反の結果となる旨の判決を言い渡しました。この違憲判決によつて、手続規定が整備されない限り、麻薬、密輸貨物、密造酒等のような本来没収されるべき物件についても、それが第三者の所有物であるときは没収できないといふのは不合理な事態が生ずることとなり、早急にこれに對処する立法措置が必要とされるに至つたのであります。

ところで、現行の没収制度につきましては、右の判決に示された手続規定の不備にとどまらず、諸外国における近時の立法例や改正刑法準備草案に見られるような、没収を附加刑としない立場からも再検討を要するのであります。そのためには、手続法のみならず実体法についても根本的な改正を加える必要があると考えられるのであります。それにはかなりの日時を要する見込みでありますので、今回の法案は、とりあえず右の違憲判決によつて生じた障害を除去するための必要最小限度の応急措置を講ずるため、第三者保護のための手続規定を設けるにとどめたものであります。したがって、この法案は、將來刑法改正作業等によつて没収制度が抜本的に整備されました場合には当然廃止されるべきものであります。

この法案におきましては、まず第一に、刑事事件において被告人に對する附加刑として第三者の所有物を没収する場合においては、事前にその第三者に對し被告事件に参加する機会を与え、参加が許された第三者には、没収に關し、意見陳述、立証、上訴等につき原則として被告人と同一の訴訟上の權利を付与し、このような手続がとられない限りは、没収の裁判をすることができないものと定めて、事前参加の方法による第三者保護の手続を規定いたしました。次に第二として、万一、法律上没収することのできない物について没収の裁判が確定した場合においては、自己の責めに歸することのできない理由によりその裁判の言い渡し前に權利を主張することができなかった第三者に對し、事後救済の方法として一定の要件及び手続のもとに、確定裁判の没収部分の取り消しを請求する權利を認めることにいたしました。かように両者相まつて、今回の違憲判決の要請する趣旨に適合するよう措置を講じたものであります。

以上が刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

さて、提案の理由を説明いたします。この法律案は、商業登記法の施行に伴い、關係法令の整理等を行なうとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。その要点を申し上げます。

第一、商業登記法の制定に伴つて、現行非訟事件手続法中の商業登記に關する規定を削除するとともに、会社以外の法人の登記手続に關して非訟事件手続法中の商業登記に關する規定の準用を改めて商業登記法中の相当規定を準用することとする等關係法律に所要の整理を加えたものであります。

第二、商業登記法において会社が本店を移転した場合に、旧所在地においてなすべき登記と新所在地においてなすべき登記とを同時にすることとしたことに伴い、会社が本店を移転した場合の登記の期間を改めるとともに、会社以外の法人が主たる事務所を移転した場合における登記の期間もこれに準じて改めたものであります。

第三、会社以外の法人についても、その登記の申請は、会社の場合と同様に、原則として代表者がすることとし、また、その主たる事務所を移転、合併等の場合における登記の手続も、会社の場合と同様の手続に改め、これら法人の登記手続の合理化をはかったものであります。

第四、特別法に基づく各種の法人について、現行法では役員の一部を登記することとしていたものが少なくないが、役員の一部を登記することは実益が乏しきもので、これらの法人についてはその代表者だけを登記すれば足りることとして、これらの法人の登記手続上の負担を軽減するとともに、登記事務の簡素化をはかったものであります。

第五、商業登記法及びこの法律の施行に伴う所要の経過措置を定めました。

以上がこの法律案の主たる内容であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 以上で両案に對する提案理由の説明を終わりました。

○高橋委員長 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。上村千一郎君。

○上村委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、二、三の要点についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

最近における市町村の廢置分合等に伴ひまして、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要を生じまして本法案を御提出になったということでは、これはその経過といたしましては当然の措置であらうかと存するわけでありますが、これに關連いたしまして二、三お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

まず第一点といたしまして、北九州市内の簡裁についてであります。本年の二月十日に誕生いたしましたいわゆる百万都市の北九州市におきまして、簡易裁判所の管轄につきまして、本案

でどのような改正が行なわれておるか。実情を見ますと、小倉の簡裁は旧小倉市、旧若松市、旧戸畑市、旧八幡市の一部を管轄することに相なっております。また門司の簡裁を見ますと、旧門司市を管轄される。これは小倉の簡裁、門司の簡裁はともに北九州の市内を管轄しておることになっておるのであります。直方の簡裁は旧八幡市の一部の外に出ておる。それから折尾の簡裁は同じく旧八幡市の一部の外に出ておるというように見受けられるのであります。五市が合併をいたしました実情と、この直方の簡裁、折尾の簡裁の管轄区域について、実情に合わない点が生じておるのではなからうか、こういう点につきましてお尋ねをいたしておきたい。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、御承知のとおり本年の二月十日に門司市、小倉市、若松市、八幡市及び戸畑市が廢止されまして、その区域をもちまして北九州市が置かれたのであります。北九州市は本年の四月一日から地方自治法第二百五十二條の十九の指定都市となりまして、これは本年の政令第十号でそうになったわけでありまして、その区域を分けて、旧五市のそれぞれの区域をもつて門司区、小倉区、若松区、八幡区及び戸畑区の五区が置かれることになったわけでありまして、その区につきましては、北九州市条例の第五十八号によつて定められておるわけでございます。そこで、この北九州市が生れましたたつきましては、この北九州市内にあります簡易裁判所の管轄区域につきまして変更を加える必要があるかと

に、登記事務の簡素化をはかったものであります。

第五、商業登記法及びこの法律の施行に伴う所要の経過措置を定めました。

以上がこの法律案の主たる内容であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 以上で両案に對する提案理由の説明を終わりました。

○高橋委員長 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。上村千一郎君。

○上村委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、二、三の要点についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

最近における市町村の廢置分合等に伴ひまして、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要を生じまして本法案を御提出になったということでは、これはその経過といたしましては当然の措置であらうかと存するわけでありますが、これに關連いたしまして二、三お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

まず第一点といたしまして、北九州市内の簡裁についてであります。本年の二月十日に誕生いたしましたいわゆる百万都市の北九州市におきまして、簡易裁判所の管轄につきまして、本案

でどのような改正が行なわれておるか。実情を見ますと、小倉の簡裁は旧小倉市、旧若松市、旧戸畑市、旧八幡市の一部を管轄することに相なっております。また門司の簡裁を見ますと、旧門司市を管轄される。これは小倉の簡裁、門司の簡裁はともに北九州の市内を管轄しておることになっておるのであります。直方の簡裁は旧八幡市の一部の外に出ておる。それから折尾の簡裁は同じく旧八幡市の一部の外に出ておるというように見受けられるのであります。五市が合併をいたしました実情と、この直方の簡裁、折尾の簡裁の管轄区域について、実情に合わない点が生じておるのではなからうか、こういう点につきましてお尋ねをいたしておきたい。

うかという点につきましては、先般法務省より調査に参りましていろいろ検討いたしましたわけですが、北九州市が発足いたしましたも、直ちに従来の市の情勢が変わったわけではないわけでございます。ところが従来の、ただいま御指摘の管轄区域にそれぞれ市のあるいは市の一部が置かれておいた点につきましては、それぞれ従来のいきさつがございまして、いろいろ分ける方になっております。したがって、地形的に見ても若干問題の個所もないわけではないのであります。これを、地元としては、さしあ

たつてこれを覚えてもらいたいというような意向もないようでございます。で、将来の市の情勢を見ました上、管轄区域の変更等適当な改正を加えるほうがよろしいのではないだろうかという結論になりました。従来どおりということにいたしました。ただ、この市の名称がなくなりましたが、北九州市内の区の名称になりましたわけでございます。そのうち、ふうに名称の変更というふうな形式的にいたしましたわけでございます。

なお、ただいま御指摘の旧八幡市、つまり現在の八幡区の区域は、直方、小倉、折尾の三箇区に分属いたしておりますわけですが、これはかなり異例なことに属するかもしれないわけでございます。従来、いささつでこのほうが地元としては便利であるということ、こつういふうなことになるておりますので、いま直ちにこれを変更するよりな事情はないというふうに考えております。

○上村委員　そうすると、結局地元の事情としては、大体この点で不便はないというふうに承つておいてよろしいわけですか。

○津田政府委員　そのとおりでございます。

○上村委員　次に、交通裁判所の新設に伴うことに關連いたしましてお尋ねをしておきたいわけでございますが、最高裁判所は、本年度予算におきまして、東京と横浜に交通事件の処理を主として、また、その簡易裁判所の新設を計画されました。その機構、設置場所等は現在どうなつておるか、並びにこれらの簡易裁判所の設置、管轄区域とこの法案との關係はどうなるか、その点をお尋ねしておきたい。

○桑原最高裁判所長官代理者　交通裁判所と俗に稱されておりますのは、これは正式に申し上げますと簡易裁判所でございます。現在東京にございまして交通裁判所といわれておりますのは、正式の名前で申しますと、墨田の簡易裁判所でありまして、そこで墨田の簡易裁判所で東京の一定の地区内に起こつた事件を処理しておるわけでございますが、これと同じ構想に立つてございまして、東京におきましては、現在の予定といたしましては、北區にありまして赤羽に第二の東京の交通裁判所を設置いたしたいというふうに考えております。横浜につきましては、西區に適當な地を得まして、そこに横浜の簡易裁判所を、横浜の交通裁判所を設置するわけでございます。したがって、別に交通裁判所という特別の法律上の名前のある裁判所ではございませんで、それぞれその所在地で管轄をいたしております簡易裁判所がございまして、このことによるわけでございます。

○上村委員　もちろん簡易裁判所に、要するに交通事件の処理を主として取り扱はれる意味でございまして、これらの簡易裁判所の設置とその管轄区域について、今回の法案との關係はどうかということをお尋ねしておきたい。

○桑原最高裁判所長官代理者　交通裁判所と申しますのは、新たに簡易裁判所が設置されるわけではございませんで、現在の法律にありまして、東京で申し上げますと、北簡易裁判所の一つの分室のような形で、北簡易裁判所というものが設置されるわけでございます。したがって、管轄区域につきましては、現在の法律によつて定められております管轄区域が北區に設けられるべき交通裁判所の管轄区域になるわけでございます。

○上村委員　この簡易裁判所に交通事件の処理を主として扱はれる、その処理状況についてお尋ねをいたしておきたいと思ひますが、本年の一月一日から道路法の改正による切符制が実施され、その切符制の実施に伴ひまして簡易裁判所の事務能率という面ではどんな影響を受けているか。要するに、どういふことをお尋ねしておきたい。

○桑原最高裁判所長官代理者　御承知のとおり、現在十の地区におきまして交通切符制がとられるようになったわけでございます。一月一日からその切符制が施行されたわけでございますけれども、現在までのところでは、何ぶん施行後日が浅いわけでございますので、切符制の採用によつて事件の推移等がどうなつたかといふことは的確にはつかめないわけでございます。一般にわれわれが想像いたしておりましたように、逐年交通事件が暴増しているという状況は、大体われわれの予想したような伸び方をしているわけでございます。これに對処いたしまして、交通切符制を施行するということは、檢察及び裁判の事務を能率化するというものであつたわけでございますが、一般的傾向といたしましては、切符制の採用によつて裁判所に關する限りにおいては能率が非常に増進されるというふうに現場では言つておるわけでございます。ただ、施行当初におきましては、警察官等のふなれのために多少切符制の施行について問題があつたわけでございます。だんだん警察に對して交通切符制の施行になつてくるに伴つて、それ以前に比べて、裁判所に対する負担といふようなこともだんだんなくなつていくだろう、交通切符制の施行によつて裁判所の能率は非常に増進されるというふうに現地では言つておるわけでございます。けれども、何ぶん施行後まだ三、四月しかたつておりませんので、どういふような結果があらわれるかといふことについてはまだ予測もつきませんし、現在のところでは的確なことを申し上げるまでの段階になつておりません。

○上村委員　ごもっともな点でございますので、事件の経過等についてはまたお尋ねをしたいと思ひます。

次にいわれる未開庁の簡易裁判所の問題でございます。本法の別表第四表及び第五表で名称、所在地、管轄区域等が定められておつて、しかもなおかつまだ開庁されてない簡易裁判所は一体

まだ幾つあるか。この点は法務委員会におきましては従来しばしば問題になつておる点でございまして、この点について少しく具体的にお尋ねしたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者　現在のところ、簡易裁判所未開庁といわれておりますのが全國で十一カ庁あるわけでございます。具体的に申し上げますと、荏原簡裁、都島簡裁、東淀川簡裁、西成簡裁、灘簡裁、宝塚簡裁、柳生簡裁、十津川簡裁、すさみ簡裁、愛知横須賀簡裁、鹿野簡裁、以上十一あるわけでございます。このうち宝塚簡裁、すさみ簡裁、愛知横須賀簡裁は、裁判所法施行と同時に一たん開庁いたしましたわけでございますが、その後の情勢の変化によつて、事務を他の庁に移転して現在では開庁をいたしておらないわけでございます。あとの八カ庁は裁判所法施行当時から開庁に至らない裁判所でございます。

○上村委員　そうすると、いまの未開庁の簡易裁判所が十一カ庁ある。一体それは近い将来において開庁する予定になつておるのか、あるいはその間の事情はどうですか。

○桑原最高裁判所長官代理者　この点は前々から当委員会でもたびたび御質問を受けておつた点でございまして、最高裁判所といたしましては、法律によつて設置をされておる裁判所でございますので、あらゆる努力を払つて開庁の方向に進めたいというふうに考えて、その努力をいたしてきたわけでございますが、いづれもその開庁に至らない理由が、適當な庁舎を確保できないという点にあるわけでございます。

いままではいろいろな努力をいたしてまいたわけではございませんけれども、現在の状況におきましては、近い将来において庁舎の獲得ができるという見通しは非常に困難な状況であるわけでございます。したがって、近い将来において簡易裁判所が開庁されて事務を行なうというふうな見通しについてはかなり暗い見通しであるわけでございます。

○上村委員 それで地元関係者は未開庁の点について、何か要望、早く開庁してほしいと要望するのか、あるいはそのままだにしておろすのか、その間の実情はどうですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 これらの簡易裁判所は、たとえば大阪管内におきますように、比較的大都会の中で、それぞれもよりの地区に裁判所があるというふうな状況のところもありますし、あるいは僻地にあつて、事件関係も非常に少ないというふうな実情にあるところもあるわけでございます。たとえば大都會の中にありますようなところにつきましては、現在事務移転をいたしまして、それぞれの庁において取り扱っておりますが、これらの点につきましては、交通事情等の関係から、事務移転庁に出頭して裁判を受けるという点については、それほどの不便はないわけでございます。また、その他の点につきましては、非常に事件数が少ないわけでございますので、具体的な場合といたしまして、これらの庁において地元の方から早急に開庁してくれというふうな要望は、最高裁判所に限る限りにおいてはきておりません。

○上村委員 しかばこれを処理す

る、要するに別表からはすすというふうなことのお考えがあるのかどうか、その点を質問します。

○津田政府委員 ただいまの未開庁の庁につきましては、これを別表から削除するのが相当かどうかという問題があるわけではございますが、これはかつて当委員会でも御審議をいただいたことがあつた際に出た問題であると思ひますけれども、簡易裁判所は、設置当時から見ますと、今日、都市の配置、交通の状況等が非常に変わつておるわけでございます。これを全面的に一応見直す必要があるということは痛感されるところであります。そこで、数年前からの問題について慎重な現地調査その他を続けてまいりまして、ある程度の配置があるいは統合というふうなことの案もできておるわけでございますが、しかしながら、事柄がかなり重要な問題でありますので、地元のみなならず、最高裁判所方面とも十分な協議を遂げて、十分な意見の一致をはからねばならないというふうに考えられますので、現段階におきましては、その点につきましてはいろいろ連絡、意見交換を行なつておるわけでございます。御説のとおり、弁護士連合会におきまして、この問題を検討しておるやうでございます。それらをあわせまして十分案の熟したところで将来の問題としてこの再配置、統合等を考えたい。したがって、未開庁の問題もそのとき一挙に解決をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○上村委員 私、もういろいろお考えはけっこうであらうと思つておるわけではあります。裁判所の設置、そういうふうな問題につきましては、各地方の実情等をよく十分調査をしたあげく、慎重に処理されることはけっこうだと思ひます。

次に、愛知県の横須賀の簡易裁判所は未開庁になっております。別表第五表によると、その管轄区域は常滑市と知多郡のうちの横須賀町、知多町それから大府町、上野町、有松町、大高町というふうになっております。この区域の事務はこの簡易裁判所に扱つておるのか、その点をお聞きしておきます。たぶん隣接の半田簡易裁判所と思ひますけれども……

○桑原最高裁判所長官代理者 愛知横須賀簡易裁判所の事件は、もよりの半田簡易裁判所において事件を処理しておるわけでございます。

○上村委員 そうすると、このようないまの状況というものは、地元の住民にはどういふふうな方法でこれを知らしておるのか、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の事務移転をいたした場合におきましては、適当な方法によつて地元民に周知徹底をはかつておるわけでございます。たとえば掲示板に掲げるとか、あるいは最近においては官報に掲載をいたしまして、どこぞの簡易裁判所の事件は、いついつからどこぞの簡易裁判所であるので事務移転をしたというところを官報あるいは新聞に掲載するといふふうな周知徹底の方法を講じておるわけでございます。

○上村委員 官報とか掲示板といつたつて、これは地方民としましてはなかなか十分実情を知り得ないわけですね。だから、これを行政機構を通ずる

とか、その他適切な措置を講じまして、個々の地元民にかかる実情になつておるということを知徹底したところがあるのかどうか、その点をお尋ねしておきます。

○桑原最高裁判所長官代理者 たとえば、その事務移転する前の庁舎がありまして、その管轄区域は常滑市と知多郡のうちの横須賀町、知多町それから大府町、上野町、有松町、大高町というふうな区域の市町村の役場の掲示板に掲げるといふふうな方法をとつておるわけではあります。そのほかに、あわせていま申し上げましたような新聞、官報等に掲載するといふ方法をとつておるわけですので、それぞれ具体的な場合といたしましては、地元の裁判所におきまして、地元住民に十分周知徹底するやうな方法を講じておるわけでございます。

○上村委員 これはそれ相応の御処置をとられて、万漏のないようにやつておられることかと思ひますが、法律事務とかいふような問題は、存外地方民としては、いさゝかばかりに親切という感じが、念には念を入れておるわけではあります。

次に、ただいまのような隣接の半田簡易裁判所に愛知横須賀簡易裁判所の事務を取り扱つておる、これは結局裁判所法の第三十八条に基づいてやつておるのかどうか、この点をお尋ねしておきます。

○桑原最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、裁判所法第三十八条の規定による事務移転の措置をとつておるわけでございます。

○上村委員 この程度で大体本法案に

つきまします私の質問を終えておきたいわけではあります。未開庁の問題は当委員会におきましてもしばしば質問が行なわれておるわけでありまして、こういうふうな問題につきまして、地方住民が十分には納得のいく、しかも国全体としての合理的な処理というものの一刻もすみやかならんことを希望いたします。私の質問を終えておきたいと思ひます。

○高橋委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

昭和三十八年五月十日印刷

昭和三十八年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局